

宮代町男女共同参画プラン各課進捗状況報告書

【資料4】

1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

(1) 人権尊重の推進

① 男女の性・人権を尊重するための意識啓発

社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー※1）による固定的な役割分担意識の解消や昔からの社会制度・慣行の見直しを求めるとともに、男女の人権や性の尊重について、講座等を通して意識啓発を行います。

事業内容	担当室長G等	現状
人権意識に立った性を尊重する講座等の開催	総務課	・「男女共同参画セミナー」を年1回開催 ・「人権問題合同研修会」を年1回開催
	教育推進課	・性に特化した講座等は開催していないが、町人権教育推進協議会の事業として、様々な人権問題をテーマにした研修会を年3回実施。

(2) 男女平等意識の啓発

① 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進

男女共同参画の現状や女性に関する諸施策の周知を図るために、情報提供体制を充実させ、継続的な啓発活動を推進します。

事業内容	担当室長G等	現状
「広報みやしろ」を活用した啓発活動の実施	総務課	・男女共同参画情報誌「ふらふらぶ」を広報の特集記事として掲載 ・年1回開催する「男女共同参画セミナー」の開催記事を広報に掲載 ・「男女共同参画社会推進会議」の委員公募記事を広報に掲載
男女共同参画情報紙の発行	総務課	・男女共同参画情報誌「ふらふらぶ」を広報に掲載して発行 ・年1回開催する「男女共同参画セミナー」の開催記事を広報に掲載
男女共同参画に関する講座・講演会等の実施	総務課	・「男女共同参画セミナー」を年1回開催 ・職員対象「LGBT」研修を年1回開催 ・職員対象「災害・防災と男女共同参画」研修を令和3年度に実施

(3) 男女平等、人権尊重教育の実施

① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

男女平等観の形成を促進するため、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。また、男女とも自己の資質、適性に合わせた職業観の形成に努め、適切な進路指導を行います。

事業内容	担当室長G等	現状
学校における男女共同参画に基づいた教育の推進	教育推進課	・全教育活動において、人権を尊重した教育を実践し、児童・生徒の男女共同参画の視点に立った教育を実施。
児童・生徒の適性に合った進路指導の実施	教育推進課	・個性尊重・男女平等の観点からの進路指導、キャリア教育を実施。 ・勤労観・職業観を養うため中学校において職場体験学習を実施。
教職員に対する男女平等に関する研修、研究等の推進	教育推進課	・男女平等の視点に立ち、全教職員を対象とした人権教育研修会を実施。

② 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

性別による固定的役割分担意識にとらわれない家庭教育が促進されるよう、男女共同参画の視点に立った広報や情報提供、学習機会の充実を図ります。

事業内容	担当室長G等	現状
男女共同家庭づくりのための啓発資料の作成と活用	総務課	・チラシの配架、ポスター掲示等による周知を行っている。
	教育推進課	・町独自の資料等は作成していない。
家庭教育に関する講演会等の開催	教育推進課	・家庭教育に特化した講演会等は未実施。

③ 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

子どもから高齢者まで、男女共同参画の意識を広く浸透させるために学習機会を充実します。また、男女共同参画に関する図書や資料を充実していきます。

事業内容	担当室長G等	現状
男女の人権・平等意識・男女共同参画を形成する講座等の開催	総務課	・「男女共同参画セミナー」を年1回開催 ・「人権問題合同研修会」を年1回開催
	教育推進課	・男女共同参画に特化した講座等は未実施。
男女共同参画の視点に基づいた図書、資料の提供	教育推進課	・男女共同参画に特化した図書や資料の提供は行っていないが、図書館には関連本があり、いつでも閲覧可能となっている。

2 男女が共に支えあう地域づくり

(1) 政策や方針決定過程への男女共同参画の促進

① 政策・方針決定過程への男女共同参画

政策や方針の立案・決定の場へ男女双方の意見が反映されるよう、積極的に女性委員の登用を推進します。また、各種団体へ協力を要請し、社会的機運の醸成を図ります。その際、ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置）※1に関する情報提供等により、実効性のある取り組みが行われる協力を要請します。

事業内容	担当室長G等	現状
審議会等における女性委員の割合を30%達成の促進	総務課	別紙参照
公募など幅広い女性委員の登用の推進	総務課	別紙参照
女性の会議等への参画の支援	総務課	・一時保育の実施等により、子育て世代に配慮した会議運営に努めている。
女性の登用についての各種団体に対する協力要請	総務課	・主に女性が構成員の過半を占める団体への委員推薦要請。

② 女性の人材に関する情報の収集・整備

女性の人材に関する情報を幅広く収集し、情報提供を行うとともに、女性リーダーの養成に取り組み、地域で活躍できるような人材の育成を図ります。

事業内容	担当室長G等	現状
人材育成のための情報と学習機会の提供	町民生活課	・消防団は地域の中心的な役割を果たす組織であり、これまで火災の消火活動を中心とした男性社会であったが、現在は女性消防団員7名が、地域防災活動として、応急手当の普及活動、保育園等の事業所で防災講演等を行い地域防災指導として積極的な活動を行っている。
	産業観光課	・月3万円ビジネス講座や創業セミナーを実施し、商いを通じた人材育成を行っている。
	教育推進課	・女性に特化した事業は行っていないが、各種市民参加・協働事業や公民館管理運営などの実施を通じて、女性も含めた地域活動の担い手の情報収集と活動の場づくりに取り組んでいる。
女性の人材に関する情報収集	町民生活課光課	・埼玉東部消防組合で認定している応急手当普及指導員として、女性消防団員6名が認定を受けている。また、県の防災インストラクターとして、防災に関する講師の登録をしている。
	産業観光課	・埼玉県や月3万円ビジネス関係の女性の人材に関する情報を収集している。
	教育推進課	・女性に特化した事業は行っていないが、各種市民参加・協働事業や公民館管理運営などの実施を通じて、女性も含めた地域活動の担い手の情報収集と活動の場づくりに取り組んでいる。

(2) 家庭、地域への男女共同参画の促進

① 家庭生活における男女共同参画の推進

家庭における男女共同参画を促進し、男女が協力して家庭生活を築き上げられるよう、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する講座等を開催します。特に、開催日や時間の設定など、男性が参加しやすい講座の開催を行います。

事業内容	担当室長G等	現状
ママ・パパ教室等の実施	健康介護課	・春コース1回実施済み。今後、夏・冬コースを開催予定
男性を対象とした介護講座の開催	健康介護課	・認定ヘルパー養成研修を毎年1回開催中。令和3年度は11月に開催予定。□

② 地域活動における男女共同参画の推進

女性も男性も様々な地域活動に参画し、地域の連帯感を深めていくとともに、暮らしやすい活力のある地域社会をつくるために、町民の主体的な活動に対して支援を行っていきます。

事業内容	担当室長G等	現状
まちづくり人材登録制度「やりたいソウ」の支援と活用	町民生活課	・制度の見直しをしつつ、実施している。
ボランティア団体、NPO法人への情報提供と支援	町民生活課	・進修館2階ロビーに市民活動サポートセンターを設置し、インフォメーション窓口を常設している。
地区・自治会への情報提供と支援	町民生活課	・地域コミュニティの活性化を図り、住みよい豊かなまちづくりを推進するために、地区・自治会に対して補助金を交付。
コミュニティ活動への積極的な参加の促進	町民生活課	・地区・自治会への加入促進チラシを住民課に協力依頼し、転入手続きの際に渡す資料として配布し、地域活動や自治会活動の活動内容を周知。

(3) 男女がともに働きやすい環境づくり

① 多様なニーズを踏まえた就業環境の整備

女性も男性も価値観やライフスタイル等に応じて多様かつ柔軟な働き方を選択できるよう、就業情報を充実するとともに、パートタイム労働や派遣労働の処遇・労働条件の改善や、在宅就業の健全な発展に向けた支援を行います。また、女性の起業への関心が高まっている中、起業に向けた支援を行います。

事業内容	担当室長G等	現状
女性の再就業に役立つ職業能力の開発講習や訓練の情報提供	産業観光課	・チラシの配架等
多様な就業形態における就業環境の改善のための啓発	産業観光課	・チラシの配架等
パートタイム労働者等の均衡処遇の促進	産業観光課	・チラシの配架等
女性の起業支援の講座等の情報提供	産業観光課	・チラシの配架等や月3万円ビジネス講座等の募集

② 仕事と家庭、地域活動の両立しやすい職場環境の整備

ワークライフバランスを表現し、男女が働き続けながら家庭と仕事の両立支援制度の定着に努めるとともに、事業所における両立支援制度の導入などについて促進します。

事業内容	担当室長G等	現状
広報、ポスター、チラシ等による情報提供と意識啓発	産業観光課	・チラシ等の配架

③ 農業・商工業等に携わる女性の経営・地域社会への参画の推進

農業・商工業などに従事する女性の労働負担を軽減し、働きやすい就業環境を作るため、家族の協力が得やすくなるような啓発活動を推進します。また、女性の斬新なアイデアや自由な発想を活かした農業の6次産業化を推進します。

事業内容	担当室長G等	現状
家族経営協定※3の普及と促進	産業観光課	・家族経営協定の普及・促進の取組主体は県が担っているが、家族みんなが働きやすい就業環境にするため、家族経営協定の締結を促進している。
商工会の女性部活動への支援	産業観光課	・女性部活動への支援に町からの商工会補助金が分配されている。
農業・商業・工業の連携システムの構築と6次産業化推進	産業観光課	・宮代町地産地消推進の店認定制度を実施。17店舗認定。
援農隊による支援	産業観光課	・民間団体での援農隊の人材育成事業の終了により、援農事業の実施が困難となったため事業を終了としたが、現在は、第5次総合計画において「宮代人材育成事業」を掲げ、将来の宮代農業を支えるため、農業を生業として自ら参入される新規就農希望者を育てることで、担い手不足の解消に努めている。
農業後継者の育成と支援	産業観光課	・就農希望者の研修受皿として「宮代町農業担い手塾」を開設し、実践研修事業を実施。現在、研修生が1名在籍。

3 安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり

(1) 防災分野における男女共同参画の推進

① 防災分野における男女共同参画の推進

防災分野の方針決定過程への女性参画を拡大し、男女のニーズの違いや人の多様性の視点を取り込んだ防災計画、災害復興体制を整備します。

事業内容	担当室長G等	現状
男女のニーズに対応した防災・災害復興体制の整備	町民生活課	・避難所開設時に派遣する職員について取り決めがなく女性職員がいない場合がある。 ⇒必ず女性職員を1人派遣し女性避難者が相談しやすいように準備する。
防災拠点、防災環境の充実と周知	町民生活課	・防災関係者に男性が多く女性の目線が考慮されていない可能性がある。 ⇒女性の意見を取り入れるようにし、防災担当部に女性を配置する。
自主防災組織の整備促進	町民生活課	・自主防災組織会長56人中、女性は5人しかいない。 ⇒女性の意見が通りにくい可能性がある。女性の割合を増やし女性の意見を取り入れやすくするよう、防災対策における女性の目線の重要性を認識してもらえるよう自主防災組織内に周知する。

(2) 子育てしやすい環境の整備

① 男女共同参画の視点に立った子育て環境の整備

核家族化・少子化が進む中、地域の中で安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、男女共同参画の視点に立った子育て支援体制の整備を推進します。

事業内容	担当室長G等	現状
保育施設、学童保育所等における子育て支援の充実と施設の整備	子育て支援課	・子どものための教育・保育給付費の給付、民間保育施設等整備に対する補助金の交付、学童保育所指定管理者制度導入によるサービス向上。
子育て機能充実のための幼稚園への支援の充実	子育て支援課	・私立幼稚園振興助成金の交付、子育てのための施設等利用費の給付
子育て支援センターによる子育て支援事業の充実	子育て支援課	・子育て支援センターにおいて、保護者向けの子育て講座を開催する予定。また子育て中の保護者同士が気軽に情報交換できるように「子育てサロン赤ちゃんの日」や「はくはくの会」などを開催している。
子育てしやすい公共施設整備の推進	施設所管課	・保育ニーズに合わせた施設整備を進めている。

②地域ぐるみで子育て支援を行うネットワークの形成

子どもを対象とした犯罪が依然として多発していることから、安心して子育てできるように地域ぐるみで子育て支援を行うネットワークを形成し、地域で子どもを見守る体制の整備を進めます。

事業内容	担当室長G等	現状
地域における防犯を目的とした子どもの見守り活動等の実施及び「子ども110番の家の設置」の促進	教育推進課	・「子ども110番の家の設置」については、各学校に依頼し、協力を呼びかけている。 ・スクールガードリーダーを中心としたスクールガードの方々に、児童の登下校を見守っていただいている。
みやしろファミリーサポート事業者認定制度の運営	産業観光課	・平成30年度から、子育て支援課がファミリーサポート事業・緊急サポート事業をスタートさせたことにより登録制度は廃止。

③ 子育てに関する相談・支援体制の充実

子育て世代が安心して子どもを産み、子育てができるよう、家庭における子育てを支援するとともに、地域全体で子どもたちを見守り育てていくため、子育てネットワーク作りや地域による子育て支援などを進めます。

事業内容	担当室長G等	現状
子育てネットワークの形成	子育て支援課	・地域子育てサロンを実施し、子育てネットワークを形成できるようなくみづくりを検討していく。
子育てに関する相談体制の充実	子育て支援課	・子育て支援センターで子育て相談員による相談を実施している。また子育て支援課に相談のため来庁された保護者に対し関係機関に繋ぐ必要があれば関係機関への案内を行っている。
ひとり親家庭等への支援の充実	子育て支援課	・児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費受給資格の申請受付の実施
乳幼児健診、訪問指導、乳幼児健康相談等の実施	健康介護課	・対象者に乳幼児健診を実施し、必要な方には訪問指導や乳幼児相談等を実施中

(3) 生涯を通じた健康支援の推進

① 生涯を通じた女性の健康支援

リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは、国内法・国際法および国連での合意に基づいた人権の一つで、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、ならびに最高水準の性に関する健康およびリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利です。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方にに基づき、女性がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等各ライフステージに応じた総合的な健康保持対策を推進します。

事業内容	担当室長G等	現状
健康相談・栄養相談の充実	健康介護課	・毎週水曜日に実施中
妊婦一般健康診査の実施	健康介護課	・妊婦届出時に妊婦健診助成券を交付し、受診動向及び受診状況を把握している
各種健康教室、病気予防に関する講座の開催と充実	健康介護課	・健康づくり及び生活習慣病予防のための講話・実習を年間通じて実施
特定健康診査の実施	住民課	・生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として実施
各種がん検診の実施	健康介護課	・各種がん検診（胃がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん・大腸がん）を実施中。
介護予防に関する教室の実施と充実	健康介護課	・65歳以上を対象とした介護予防教室を年に2コース開催

② ライフサイクルに沿った健康づくりの推進

心身ともに健康で元気な生涯が過ごせるよう健康増進やスポーツ・レクリエーション活動を充実するとともに、参加しやすい工夫と環境づくりを推進します。

事業内容	担当室長G等	現状
健康クッキング講座等の実施と充実	健康介護課	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため調理実習は中止し、講話による講習会を実施
特定健康診査による特定保健指導の実施と充実	健康介護課	・特定保健指導を12月から実施
生活習慣病対策の実施	健康介護課	・生活習慣病予防のための講習会や相談事業を年間通じて実施
スポーツ・レクリエーションの実施と充実	健康介護課	・町民グラウンドゴルフ大会・町民輪投げ大会を実施
	教育推進課	・指定管理者による女性をターゲットとしたヨガ教室の開催や、町主催教室での一時保育などを行い、女性がスポーツレクリエーションに参加しやすい環境づくりを実施。

(4) 高齢者への支援体制の充実

① 男女共同参画の視点に立った介護環境の整備

介護が一部の家族や女性だけのものにならないよう、高齢社会に対応した支援体制やサービスの整備・拡充に取り組みます。

事業内容	担当室長G等	現状
介護予防ボランティア育成講座等の実施	健康介護課	・地域で介護予防を推進する人材の育成とフォローアップ
各介護保険事業所への意識啓発	健康介護課	・介護保険事業所でのセクシャルハラスメント等のハラスメント対策が必須となったこと等を介護保険事業者連絡会などにおいて周知を図っている。
高齢者福祉サービスの充実・拡充	健康介護課	・介護予防・介護サービスについては、在宅サービスを充実、強化、必要な施設整備促進を図る。
介護及び介護予防に関する意識啓発	健康介護課	・介護予防の教室年2コースと出前講座の実施

4 暴力のない社会づくり

(1) 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

① パートナー間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成

パートナー間のあらゆる暴力は決して許さないという意識を広く社会に徹底するために意識啓発を行います。また、関係機関と連携し、暴力の発生を防ぐ環境づくりを進めます。

事業内容	担当室長G等	現状
関係機関によるネットワーク体制の確立	総務課	・宮代町DV被害者支援連携会議を開催している。
男女間の暴力等に関する情報の共有化	総務課	・要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携。
人権教育の推進	総務課	・人権花の運動を年1回実施（小学校） ・人権作文コンテストを年1回実施（中学校）
	教育推進課	・埼玉県教育委員会や宮代町総務課人権担当からの情報を各小中学校に提供している。

② ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント防止と支援の推進

女性と男性がお互いの人格を尊重し合える社会を築くため、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなどは、女性の人権を侵しているものとしての現状認識と対策を行うとともに、暴力等に悩む女性を保護・支援していく体制を整備します。

事業内容	担当室長G等	現状
ドメスティック・バイオレンス（DV）防止に係る広報・意識啓発	総務課	・「人権問題合同研修会」を年1回開催 ・みやしろ男女共同参画情報誌「ふらふらぶ」を年1回発行
セクシュアル・ハラスメント防止に係る広報・意識啓発	総務課	・男女共同参画パネル展において「セクシャルハラスメント防止」に係るパネルを展示
ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者支援連絡調整会議の組織化	総務課	・平成29年3月宮代町ドメスティック・バイオレンス被害者支援連携会議要綱の設置
相談しやすい体制の整備	総務課	・各種相談支援を実施（人権・法律・行政・女性相談等） ・宮代町ドメスティック・バイオレンス被害者支援連携会議を年1回行い、各課連携が図れるようにしている。
被害者などへの支援や情報提供	総務課 住民課 町民生活課 福祉課 健康介護課 子育て支援課 教育推進課	・関係機関との連絡体制の強化及び関連する担当間の連携調整を綿密に行い、被害者に対する相談支援の充実強化を図る。 ・窓口や子育て相談等からDVや虐待などの相談があった場合は、速やかに関係機関に情報共有をし、必要な支援に繋ぐ。 ・関係他課と情報共有しながら、該当校や子供たちの対応を行っている。

5 計画推進の体制づくり

(1) 男女共同参画を推進するための体制の整備・充実

① 町民との協働による計画の推進

町民の委員で構成する「男女共同参画社会推進会議」を中心に、推進体制と進捗状況の適正な点検・評価を行い、男女共同参画に関する施策の着実な推進を図ります。

事業内容	担当室長G等	現状
男女共同参画社会推進会議の運営	総務課	・男女共同参画セミナーの実施、情報誌「ふらふらぶ」発行に向けて、会議を開催。
男女共同参画プランの進行管理	総務課	・各課進捗状況の点検・評価を実施。

(2) 庁内の男女平等施策の推進

① 男女共同参画を推進するための意識啓発

幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向けて、関係各課が連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進できるよう、職員研修等を行い、男女共同参画の意識改革に努めます。

事業内容	担当室長G等	現状
町職員に対する男女の人権を尊重する研修の実施	総務課	・「人権問題合同研修会」を年1回開催 ・職員対象「LGBT」研修を年1回開催 ・職員対象「災害・防災と男女共同参画」研修を令和3年度に実施

② 庁内の男女平等施策の推進

女性職員の職域拡大に努めるとともに、能力に応じた女性の管理職への登用を推進します。また、各行政施策を推進する職員が率先して住民のモデルとなっていくよう、職場環境の整備を図ります。

事業内容	担当室長G等	現状
女性職員の管理職への登用の推進	総務課	・昇級試験・選考に際し、所属長宛に対象職員を周知し、積極的な登用について面談を実施している。
職員が育児・介護休業を取得しやすい環境の整備	総務課	・職員の状況に応じ、制度の周知ははじめ取得相談時に資料を用いて説明対応している。
職員に対する情報提供・定着の推進	総務課	・制度の周知をはじめ、取得相談時に資料を用いて説明対応している。